

令和元年 神奈川県議会 産業労働常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺

まず、エネルギー施策における補助金等のあり方についてお伺いします。

先日、委員会の県外調査で福岡県に伺いました。北九州市では風力や太陽光の大変大規模なプラントで、2024年度に向けて再生エネルギーで38%という高い目標を持って取り組んでいました。国の第5次エネルギー基本計画では2030年度で22%から24%というのに対して、黒岩知事が大変低過ぎる設定だとおっしゃっていましたので、本県としてもその比率を高めるためのさまざまな施策を講じていかなければならないと思っております。

また、福岡市では、水素社会の実現に向けて水素リーダー都市プロジェクトを進めておりました。ただ、FCVの購入補助は福岡県も福岡市もたしかなかった。ですから、本県との取り組みの角度の違いを感じて帰ってきたわけですが、補助金の効果をどうするかは大変難しいことだと思っております。

前の松沢知事は、EV購入の補助金を出すと、それで普及を促進すると打ち出したときも、私は補助金によって県民全体にどのような利益を還元できるのかという課題を提起させていただきました。このように、ゆくゆくは市場原理の中で普及するものは、どこまで、どのような形で公的資金を投入するのかは、先ほど申し上げたように大変難しいと思っております。

そこで、補助金等のあり方について何点かお伺いします。

まず、再生可能エネルギーの導入を促すために、さまざまな補助制度を設けていることについては、先行会派の御答弁でも理解しましたが、そうした現行の補助制度がインセンティブとしてしっかり働いているのかどうかについて、これは自己評価で結構ですがお聞かせいただきたい。

エネルギー課長

再生可能エネルギーの導入に当たり、一番の課題は、何といたっても初期投資の負担が多いことです。そのため、補助制度について我々としては県のたよりやホームページなどの各種広報媒体、イベント等により、広く県民の皆様に御案内するとともに、事業者の方々に対しては職員が直接御説明する機会等を得られた際に、事業者の方々の御意向に応じた補助制度を御案内して、初期投資の軽減を図ることを御説明しております。

こうした取り組みにより、導入に至った事例が実際にあること、太陽光発電の販売施工している事業者からは、実際に営業する際に県の補助制度は有効なツールとして役立っているとの声をいただいていることから、こうした補助制度は再生可能エネルギーの導入を御決断いただくための動機づけにもなると考えております。

小野寺

再生可能エネルギーの導入促進に向けては、大規模な予算を導入して、そうした補助金で爆発的な普及に導くという方法も、一つはあると思います。しかし、現在の県の補助を見ると、比較的、小規模なものが多いと感じております。

これは以前にもお聞きしたことがあります。ビークル・トゥ・ホーム、V2Hへの補助や、この建設費のことで、先ほども質疑の中で出てきていたのですが、FCVで国の補助金の上に、トヨタのMIRAIという車であれば、4年リース後の残価を50%に設定するといったメーカーサイドの促進策に加えて県の補助を設けられているということですが、規模が小さいこともあって、どうも普及に向けた起爆剤にはまだまだなり得ていないと思われそうですが、そのあたりの補助制度のあり方についてはどのように考えているのかお伺いします。

エネルギー課長

まず、県という地方自治体が地域のエネルギー計画を策定して、エネルギーの地産地消に取り組む意義はあると考えておりますが、エネルギー政策は世界のエネルギー情勢や、それを踏まえた国の政策の影響を受けることから、県では国のエネルギー基本計画で示された方向性、あるいはその方向性に沿った固定価格買取制度などの導入支援策を念頭に置いて、再生可能エネルギーの導入を進める上で、必要性の高い政策的に取り組むべきと思われる事案への補助事業や課題の解決に資する補助事業を実施しています。

例えば太陽光発電の普及の初期段階、平成21年や平成24年ごろですが、今は国の支援策を考慮しても太陽光パネルの値段がまだなお高額であったことから、導入費の一部を市町村と連携して大規模な補助事業を行っていました。平成24年7月に固定価格買取制度が導入されてからは、太陽光発電単体のみの補助ではなく、電気を効率的に使うためのHEMSをセットで導入する際の補助事業に転換しております。その後、その発展的ともいえるZEHへの導入への補助事業を開始しております。

また、平成27年6月からは固定価格買取制度の利潤配慮期間が終了しました。こういったことに伴い、買取価格の低下が進んでまいりました。それにあわせて自家消費への転換を目指して、平成28年度には太陽光発電と蓄電池をセットで導入する際の補助事業や、平成29年度には自家消費型の太陽光発電設備の導入に対して補助を開始してきました。

このようにかながわスマートエネルギー計画の目指す方向性をベースとして、国の動きも注視しながら取り組むべき事案をその都度判断させていただいて、補助制度の創設や見直しを行ってきた結果、現状の補助メニューとなっておりまして、委員おっしゃるとおり、爆発的な起爆剤とはなっていないかもしれませんが、一つ一つきめ細かいメニューを御用意して、それぞれが再生可能エネルギーの導入を促進しているものと考えております。

小野寺

V2Hへの補助は、現状で実績はどのようになっていますか。

エネルギー課長

V2Hの関係ですが、EV活用自家消費システム導入費補助ですが、今年度予算額1,000万円で実施しています。上限は100万円でありまして、予定件数10件のところ、8月末現在ですが14件となっています。

小野寺

その点は予算を達成したと考えてよろしいでしょうか。

エネルギー課長

上限が100万円でありまして、EV、V2Hを新規で導入する場合はV2H設備の購入額の3分の1、それから既に導入済みの場合はV2H設備の購入額の4分の1という補助率になっています。その補助率が適用されている補助事業については、100万円までいかないものもありますので、まだ予算は残っております。

小野寺

先ほどの太陽光発電の中でも、当初大規模な補助を行うことによって普及促進を促したというのは理解できますし、その後もエネルギーをめぐる環境がどんどん変わっていく中で、その補助のあり方を見直したことも当然理解できることです。先ほど私がお尋ねしたかったのは、そういう件数や予算の規模がうんと少ない場合に、その効果を見通すことができないのではないかと考えていて、選択と集中ということも言われておりますので、その辺の効果をどう見きわめているのか、例えば先ほどのV2Hの問題、FCVもそうですが、その辺の評価を後ほど結構ですからお聞かせください。

また、先ほど太陽光と蓄電池の組み合わせの話も出ました。一つお伺いしたいのは、この蓄電池普及に向けた補助は、あくまで太陽光とのセットということなのかどうかということです。昨年11月の一般質問で私も触れましたが、日産リーフ、EVの使用済みバッテリーを再利用して、家庭用の蓄電池に転用するといった計画があるということで、発売もされてきました。これはAC電源から充電しても非常用の電源になる形で商品化されています。もちろん中には太陽光と連結できるものもあるということですが、非常用電源ということだけで捉えると、もしかしたらこれはくらし安全防災局の仕事かと思いますが、ただEVの使用済みバッテリーの再利用、利活用が進むことで、EVへのリセールバリューが高まってきます。

私が12月の質問で申し上げたときも、EVは大変リセールバリューが低いことをみずから経験したのですが、普及への足かせになっていることもありまして、リセールバリューを高めて、それがEVの普及にもつながるという仕組みです。EVのバッテリーを再利用した蓄電池が今いよいよ世の中に出るということです。そのときに知事の御答弁の中で、そういうものが出てきたら県の補助の対象としても検討するといったことをおっしゃっていましたが、こういう動きもある中で太陽光とのセットということにあくまでこだわるのか、それとも今後蓄電池の普及も検討していくのか、その辺のことをわかる範囲で

お答えいただきたい。

エネルギー課長

まず、蓄電池補助の関係で太陽光発電とセットでという考え方については、現状、かながわスマートエネルギー計画に基づいて、太陽光発電をいかに普及させていくかを最重要課題と認識していますので、新たに太陽光発電を導入することを条件とさせていただきます。

委員から今お話がありました電気自動車のバッテリーを再利用するリユースバッテリー、確かに今広がりつつあります。先日も神奈川県内のセブンイレブンの10店舗において、太陽光発電とリユースバッテリーをセットにした、災害時でも店舗が維持できるコンビニエンスストアの動きなどもあります。こういったものに、先ほどお話しした自家消費型の太陽光発電の補助事業にも活用させていただいていますが、そういった中でもリユースバッテリーの現状は蓄電池の補助の中でも国の一定の基準に認定されていません。リユースバッテリーは補助事業の対象にはなっていないですが、これから電気自動車も普及していくという我々のかながわスマートエネルギー計画の目標からすれば、今後検討させていただきたいと感じております。

小野寺

補助制度が本県の再生可能エネルギーの導入促進に一定の役割を果たしていることは理解しましたが、この補助制度以外に再生可能エネルギーの導入促進に向けてどのような取り組みがあるのか教えてください。

エネルギー課長

太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入促進のためには、導入のメリットを知っていただくことが必要でありますので、広報媒体の活用や普及啓発イベントを開催して、まずはこの太陽光発電などのメリットをお伝えしております。また、昨年の北海道の地震の関係や、今回の台風などによる停電によって、太陽光発電の有用性が改めて認識されておりますので、こういった災害時も停電のない暮らし、こういったキャッチコピーで導入を呼びかけるキャンペーンも、引き続き実施しています。

このほか、太陽光発電設備の価格は年々低下している状況ですが、導入する場合には依然として初期費用の高額な費用がかかってしまいますので、今年度から太陽光発電の一括購入によって価格の低下を促す共同購入事業も実施しています。あるいは、購入する際に当たって初期投資の負担を軽減するための融資制度も設けております。

小野寺

おとといのこの委員会の議論の中でも実現がなかなか遠い、実現が難しいということでも、目指すべき姿をしっかりと示していくことが県の仕事でもあるというお話もありました。そういうところでの道筋をしっかりと明らかにしていくPRも必要だと思いますので、よろしくお願いします。

次に、金融面からの支援についてお伺いします。

中小企業制度融資において、ソーラー発電等促進融資がありますが、どのような内容か確認させてください。

金融課長

平成23年3月に発生した東日本大震災後、計画停電が実施されたことにより、企業のBCPの意識が高まったことから、震災に強いソーラー発電を中小企業へ普及するため、平成23年11月に低利固定金利のソーラー発電等促進融資を創設し、中小企業の資金調達の幅を広げました。ソーラーパネル及びソーラーパネルと同時に設置する蓄電池などを融資対象としたものです。

小野寺

昨年度末までの融資実績について教えてください。

金融課長

平成23年度から平成30年度までで18件、1億2,000万円ほどの実績となっております。平成27年度以降については、残念ながら実績は出ておりません。

小野寺

常任委員会の報告資料によりますと、年度途中で制度の拡充を行っていますが、拡充した点とその理由をお伺いします。

金融課長

平成30年9月に北海道胆振東部地震など自然災害で大規模な停電が発生したことから、中小企業のBCPへの意識を再び醸成していく必要があると考えたため、融資の拡充を図ったものです。拡充点については、融資期間を最長10年から20年に延長しました。これはソーラーパネルの耐久性が創設当時と比べて非常に伸びていることから、実態に合わせて改正したものです。また、融資限度額についても1,500万円を3,000万円に増額しております。こちらも現在県内では2,000万円を超えるソーラーパネルの設置の事例があることから、実態に合わせて増額したものです。

さらに蓄電池については、ソーラーパネルと同時に設置する場合に限り融資対象としておりましたが、自家消費への利用はBCP対策にもつながることから、制度融資では先行して設置しているソーラーパネルに、後から蓄電池を単独で設置する場合にも使えるように改善しています。

小野寺

補助制度、融資制度と伺ってまいりましたが、再生可能エネルギーの導入促進に向けて、県として今後どのように取り組みをしていくのか伺います。

エネルギー課長

固定価格買取制度の根拠となる、電気事業者による再生可能エネルギー電気

の調達に関する特別措置法によれば、平成33年、令和3年3月31日までに抜本的な見直しを行うこととなっています。これを踏まえて、国では固定価格買取制度の見直しに向けて、現在検討が進められております。既にその作業が進む中で、大規模な太陽光発電は固定価格買取制度の適用除外になり、家庭向けは従来どおりとなる予定であるものの、買取価格は年々下がっていくことが予想されております。また、電気料金は東日本大震災以降、上昇傾向にありまして、今後もその傾向は続くものと見られております。

こうしたことから、今後は固定価格買取制度に頼らない自家消費型の取り組みがますます重要になってくると考えております。国際的には、温暖化対策の問題や国内的には災害対応における電源の確保が大きくクローズアップされておりますので、こうした動きを追い風にして効果的な支援策を常に模索しながら、自家消費を中心とした再生可能エネルギーの導入にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

小野寺

自家消費がこれから中心になってくると思いますが、先ほど申し上げた蓄電池をできるだけ安価で性能のよい蓄電池の普及も目指していただきたいと思っております。また、先ほど来申し上げてまいりました補助金等の施策の推進に当たっては、必要性、有効性、また公平性などを十分に検討した上で実施していただくよう要望して、次の質問に移ります。

次の質問は、産業技術総合研究所、K I S T E Cにおける研究実績と課題について伺います。

9月18日の一般質問で、産業労働局長から御答弁をいただきました。統合から2年、着実に実績を上げていること、今後さらに学会の発表などをふやして外部からの研究材料を確保したいという御答弁をいただきました。

今回お示しいただきました平成30年度の経営状況、事業実績評価書にもそういうところであらわれた数字からも、順調に滑り出していることは理解できるところでありますが、本日はその中身について何点かお伺いします。

まずは、学会発表、論文等の掲載件数が、統合前の5年間の平均を上回っているということですが、統合後、どのような研究内容を発表してきたのか、またこうした発表にどのような成果があったのか、お尋ねします。

産業振興課長

K I S T E C設立後、国内外の学術誌、学会等でプロジェクト研究などさまざまな研究成果を発表してまいりました。例えば貼るだけ人工臓腑、大量毛髪再生といった文部科学省の地域イノベーション・エコシステム形成プログラムに採択された先導プロジェクトを形成する研究開発のほか、光触媒を活用した新たな材料の開発、高品質なセラミック材料の開発、がんの診断につながる細胞膜のセンサー機能の研究開発、効率的な燃料電池の開発など、最新の研究成果を発表しております。

こうした研究成果を発表することで、その研究を新たな共同研究につなげていくなど、さらにシンクロさせていくとともに、K I S T E Cの研究機関とし

での認知度を向上していくことにつながっていると考えております。

小野寺

今お話しいただいた、この間の話題にも出ています、令和3年度にはベンチャーを立ち上げようという、貼るだけ人工臓腑や大量毛髪再生は、文科省のプログラムの中での支援の対象となっているようではありますが、これは研究の内容もそうですが、文科省がどういうところを評価したのか、そこをお聞かせください。

産業振興課長

今お話しいただきました貼るだけ人工臓腑の内容ですが、皮膚に貼るだけでインシュリンの投与を可能とするものです。現在、インシュリン治療の投与の煩雑さ、多額な費用といった患者の負担がより軽減されるものと期待されております。また、大量毛髪再生は、御自身の髪の毛から採取し培養した組織を頭皮に移植することで、毛髪を再生するものです。抗がん剤治療による脱毛などに悩む患者のQOLの向上に資するものとして期待されております。

こういった内容を踏まえて、文部科学省でどのように評価されたかですが、もちろんこの研究開発の先進性、また実用化した際の社会的なインパクトの大きさ、さらにK I S T E Cや県といった支援体制なども背景とした実現可能性の高さなどが高く評価されたと考えております。

小野寺

実現可能性の高さは評価として大きいかと思えます。

研究内容はわかりました。研究の手法や事業メニューは、今回さまざまにページを追うと説明書などにも書かれておりましたが、統合前と比べてどのようなことを見直されたのか、またそれによってどのような効果が生まれてきたのかを伺います。

産業振興課長

統合の際、新たに事業化促進研究を立ち上げました。これは今後成長が期待される産業分野において、中小企業等の開発ニーズと大学等の研究ニーズと結びつけ、K I S T E Cが研究メンバーに加わることで、中小企業等による事業化を促進するものです。平成29年度は8件、平成30年度には3件を採択して、これまで11件の事業化に取り組んでまいりました。

そうした中、平成30年度には平成29年度に採択した二つの研究開発が、順調に進展し商品化に至りました。具体には、一つは電氣的な安全性試験に適用できる光ファイバーを使った測定システム、もう一つは食品中の機能性成分の迅速分析装置です。

小野寺

K A S Tの時代から申し上げてきたことだが、今は我が国ももちろん少子高齢化で若い人が減っている。そして、世界的に見ても優秀な研究人材は、本当

に研究機関の間で取り合いになっている状況です。そういう中で、研究ブランドという問題も大事だとずっと申し上げてきましたが、今のK I S T E Cが優秀な研究者を確保するにはすごく大変なことだと思いますが、その辺で十分な人員体制が敷かれているのかどうか、それを教えてください。

産業振興課長

ことしの3月末の常勤研究職員の数で申し上げますと、任期付の職員も含めて140名となっており、統合前よりも8名多い人員体制となっております。ただ、新たな分野でありますA I、I o Tの研究、技術支援を推進するためには、情報制御システム分野の専門人材をさらに確保していく必要があると考えております。

小野寺

そうした人材の確保については、どのように取り組みを進めていくのか。

産業振興課長

今お話がありましたA I、I o Tなどの研究職員の人材が少なく、確保が難しい分野については、大学に籍を置く専門人材を非常勤職員として迎え入れるほか、技術コーディネーターを事業部の中に配置して効果的な運用を図っています。また、中小企業へのI o T技術の導入に向けては、所内にI o T推進委員会を設け、各職員がそれぞれの専門分野でI o Tによる課題解決を提案できるよう職員へのI o T研修を実施するなど、所を挙げて取り組んでおります。

ただ、そうした分野の常勤研究職員は、ぜひ確保したいところでありますので、年間を通じ柔軟に採用できるように求人活動を進めてまいりたいと考えております。

小野寺

人の確保はわかりました。

次に、財源の確保も大変重要ですが、研究開発の事業費の金額は今どのようになっているのか、統合前と比べた数値も合わせて教えてください。

産業振興課長

昨年度の研究開発事業費は11億余万円となっております。統合前の産業技術センターとK A S Tを合わせた研究開発の事業費は9億余万円でありましたので、比較しますと1億5,000万円ふえております。この研究開発事業費11億円の内訳ですが、県からの運営費交付金のほか、外部資金約8億円などが充てられています。

小野寺

今お話のありました外部資金の獲得は、自己財源の確保にとって大変重要な要素だと思いますが、どのようにとっていったらいいのでしょうか。

産業振興課長

大学教授を非常勤職員としてK I S T E Cに招聘するなど、外部の人材を積極的に活用するとともに、外部の研究機関との連携を強化することで、外部の競争的資金の獲得を視野に入れた成長分野の研究開発に積極的に取り組んでおります。

また、地方独立行政法人となったことで、自己負担が必要となる競争的資金、いわゆるマッチングファンドにも柔軟に対応できるようになっております。リース契約の見直しにより自己財源を生み出し、そうした財源を活用してマッチングファンドへの申請も積極的に行っております。

今後も外部機関との連携による外部資金の獲得、効率的な業務運営による自己財源の確保など積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

小野寺

緊急に必要な人材や資金の確保は積極的に取り組んで成果を出してということもわかりました。今後もさらに、K I S T E Cの研究ブランドとしてのブランドの確立もしっかりと1日も早く押しも押されるようになるように頑張りたいと思います。

最後に、非正規労働者の処遇改善についてお尋ねします。

就職氷河期世代の就労支援というテーマについては、先行会派の議論でもありましたが、非正規雇用、非正規で働く方々の中には、いろいろな事情で正社員になれないまま非正規雇用を繰り返す、いわゆる不本意非正規雇用と言われる方も多くいらっしゃいます。そういう方々は当然収入が低く、そして生活が不安定になっております。

一方で、そういう方々ばかりではなくて、さまざまな理由から非正規で働かざるを得ないという方も多くいらっしゃいます。同一労働同一賃金、これは働き方改革関連法が施行されて、そういったものを目指すこととなりますが、来年4月から大企業で、中小企業ではそれから1年先送りということですが、非正規雇用労働者の処遇改善が今求められているのではないかと考えております。

正規雇用に誘導する政策については、これまでもさまざま質疑の中で語られてきましたが、そもそも正規と非正規で、一説によると生涯年収が2倍の差が出るという報告も見かけますので、そういう状況こそ是正すべきという観点から幾つか伺いますが、まず近年の神奈川県における非正規雇用労働者の人数の推移について伺います。

雇用労政課長

神奈川県労働力調査結果報告における雇用者のうちの非正規の職員、従業員の人数を平成25年と平成30年で比較してみますと、平成25年の約147万8,000人から平成30年は約166万7,000人となっており、この間、約18万9,000人が増加しております。この5年間で約12.8%の増となっております。

一方、正規の職員、従業員については、平成25年の約250万8,000人から平成30年は約268万9,000人となっておりまして、約18万1,000人、約7.2%の増です。正規雇用の増加率を上回るペースで非正規雇用が増加していることが

言えます。

小野寺

今、雇用環境が大分よくなっていることもありますし、深刻な人手不足でもありますが、この非正規がなかなか減っていかない、むしろふえる傾向にあることがよくわかりました。

いわゆる就職氷河期世代と言われる方々のうちで、最も年齢の高い方は、現在40代半ばとなっていますが、今御答弁いただいた本県の非正規雇用労働者のうち、40歳代半ばまでの方はどれだけいらっしゃるのでしょうか。

雇用労政課長

先ほどの答弁を再度答弁しますと、正規雇用の増加率を上回るペースで非正規雇用が増加しています。

先ほど答弁しました神奈川県労働力調査結果報告における平成30年の非正規の職員、従業員約166万7,000人のうち、44歳以下の方が約74万4,000人おりまして、全体の約45%が44歳以下という結果です。

小野寺

今御答弁いただいたことを確認すると、正規雇用が伸びているが、それ以上に非正規雇用の方が伸びているということですか。

雇用労政課長

伸び率で申しますと、正規雇用の伸びよりも非正規雇用の伸びの方が大きいことになります。

小野寺

非正規雇用のうち、いわゆる就職氷河期世代以下の方が半数近くを占めていることがわかりました。

非正規雇用から正規雇用への支援については、これまでもさまざま語られてきたと思いますので、これも大変重要な政策であると思いますが、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた取り組みも大変重要であると思っております。県として、これまでどういう取り組みを行ってこられたのかお伺いします。

雇用労政課長

非正規雇用労働者の処遇改善に向けた取り組みですが、昨年10月と11月の2カ月を非正規雇用労働者の雇どめ対策等に向けた労働相談強化月間とし、県内各地で街頭労働相談会を集中的に実施したほか、非正規労働をテーマとしたセミナーの開催、弁護士等による特別労働相談会の実施、直通電話で非正規労働等に係る相談に応じる労働相談110番などを実施しました。

また、ことし2月と3月、解雇、雇どめ等相談強化期間として、解雇や雇どめにかかわるセミナー、弁護士労働相談等を実施し、非正規雇用労働者の処遇改善に焦点を当てた取り組みを実施しております。

小野寺

わかりました。

先ほど冒頭に申し上げましたが、非正規雇用労働者の処遇改善については、同一労働同一賃金に関して2020年4月に働き方改革関連法が施行されますが、具体的内容について教えてください。

雇用労政課長

中小企業への適用は1年後となりますが、2020年4月にパートタイム・有期雇用労働法が施行され、同一企業内において正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。どのような待遇差が不合理に当たるかは、厚生労働省が法に基づく指針としてガイドラインを定めております。

ガイドラインでは、基本給に関して労働者の能力または経験に応じて支給する場合、同一の能力または経験であれば同一の支給を求め、違いがある場合はその違いに応じた支給をしなければならない。また、通勤手当に関してパートタイム労働者や有期雇用労働者に対しても、正社員と同一の支給をしなければならないなどを定めております。

小野寺

今のお話ですと、働き方改革関連法の施行によって不合理な待遇差は禁止されるということですが、特に中小企業ではそういったことを承知していないところも多いのではないかと思います。労働組合の運動でも、昔は本工主義と言いましたが、正社員、正規労働者の処遇改善には大変力を入れますが、非正規の賃金や待遇はどうしても一緒に改善を求めていくことまでに至っていなかったこともあります。この不合理な待遇差は、労使ともにしっかりと認識しなければいけないことだと思います。特に中小企業です。そういうところへの周知は、県としてどのような対応をしていくのかお伺いします。

雇用労政課長

昨年12月に作成して、県内中小企業向けに約8万1,500部を配布した、中小企業こそ働き方改革を！という冊子の中で、多様な働き方の整備と非正規社員の待遇改善という項目を設けて、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差をなくすことが必要であることを記載するとともに、非正規社員の待遇の決定や非正規社員への説明責任について説明し、中小企業の理解促進と周知を図っています。

また、今年度に関係機関と連携し、中小企業を対象とした中小企業働き方改革セミナー、相談会の開催や年間約370社を訪問します中小企業労働環境改善訪問事業の実施により、不合理な待遇差をなくすための規定整備の方法など、働き方改革に取り組むに当たっての助言を行います。

こうした取り組みにより、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止されることについて、中小企業への周知に努めてまいります。

小野寺

最後に、今後どのような考えで非正規雇用労働者の処遇改善に取り組んでいくのかお伺いします。

雇用労政課長

国は骨太の方針における就職氷河期世代支援プログラムにおいて、この世代の非正規雇用や無業の方を対象に、正規雇用者を30万人ふやすことを目指し、今後3年間で集中的に取り組むとしております。また、先ほど答弁しましたとおり、2020年4月に施行される働き方改革関連法において、正社員と非正規社員における不合理な待遇差が禁止されます。本県の非正規雇用労働者は神奈川県労働力調査結果報告によれば、正規社員を上回る増加率で増加していることから、就職氷河期世代の正規雇用化や同一労働同一賃金の実現を図っていくことは、大変重要と考えております。

こうした認識を踏まえて、今後国とも連携しながら、就職氷河期世代支援プログラムに基づく取り組み、正社員と非正規社員の不合理な待遇差の禁止に向けた中小企業への周知に、しっかりと取り組んでまいります。

小野寺

最後に、要望を申し上げますが、非正規雇用の方々の処遇を改善することは、先行会派でも質疑がありました就職氷河期世代を初めとして、非正規雇用で働いている多くの方々の収入の安定化を図り、そして将来の生活設計を立てていく上で大変重要であると考えております。私も前職で多くのフリー労働者の方々と一緒に仕事をしてまいりましたので、そのフリーランスが抱える不安は、非常に身につまされると言うか、実感を伴って捉えています。また、来年4月から同一労働同一賃金の関連法の施行が、これは大企業からとなりますが始まっていきます。また同時に、就職氷河期世代支援プログラムに基づいて3年間の集中的な取り組みが開始される。これは多くは正規労働への転換だと思いますが、その中で県においてもこの機会を捉えて、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた企業の取り組みを後押しするとともに、就職氷河期世代を含む非正規雇用で働く方への支援をしっかりと取り組んでいただくことを要望申し上げます、私の質問を終わります。